

制度の概要

市民リサイクル活動の推進を図るため、市民リサイクルによって回収された資源物を保管する「保管庫」の設置及び購入に対して補助金を交付します。



交付対象となる保管庫

下記の要件をいづれも満たす保管庫に対して補助します。

- (1) 固定設置型で構造上、設置から3年以上使用できる耐久性があるもの
- (2) 回収した資源物を安全かつ適正に保管できるもの

補助金の額

設置費用(消費税を含む)の2分の1 (上限額: 100,000円)

※設置物の保証料や、既存土地の整地、建て替えによる既存倉庫の処分料などは補助対象事業費の対象外となります。

※過去に補助金の交付を受けた団体については、上限額から過去に交付した補助金額を差し引いた額を上限とします。

交付の条件

- (1) 「熊本市市民リサイクル活動登録団体」であること
- (2) 保管庫の維持管理は、交付を受ける登録団体が責任を持って適性に行うこと。
- (3) 市民リサイクル活動の資源物保管以外の目的に使用しないこと。



保管庫設置時の注意

- ・リサイクル保管庫の補助金を申請する際は、保管庫を設置する土地の占有・使用許可及び土地を使用することにつき権原を有する者の承諾が必要です。



Q. 使用承諾書はどんなものが必要ですか？

A. 土地の登記簿謄本に記載された所有者が、登録団体が設置及び使用することについて承諾する旨の書類であれば様式は問いません。

※双方の意思確認として、必ず押印をお願いします。

保管庫を有効利用し、より多くの資源物を回収しましょう♪

リサイクル保管庫の補助金交付までの流れ

STEP1

✓ 補助金活用の意思確認

補助金を活用し保管庫を設置したいときは、設置する前にまず担当課へご連絡ください。



予算に限りがあり、先着順ですので補助金の交付を受けられないことがあります。

STEP2

✓ 交付申請書の提出

担当課で交付についての案内を受けた場合は、以下の関係書類を添付し交付申請書を提出してください。



提出書類

- ・リサイクル保管庫設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ・保管庫設置に係る見積書
- ・設置場所の位置案内図（公図）
- ・土地の登記簿謄本（発行から1年以内のもの）
- ・土地等の占用・使用許可書の写し又は土地を使用することにつき権限を有する者の承諾書

STEP3

✓ 交付決定及び交付決定通知書の送付

申請書類を確認後、交付決定通知書を送付します。



提出書類に不備がある場合は、担当課からご連絡し追加書類のご提出をお願いすることがあります。

✓ 保管庫の購入及び設置

交付決定を受けたら、保管庫を購入し設置してください。



交付決定通知書を受け取ってから購入を開始してください。

STEP4

✓ 完了届及び請求書の提出

保管庫の設置完了後、以下の書類を提出してください。



提出書類

- ・リサイクル保管庫設置完了報告書（様式第7号）
- ・リサイクル保管庫設置補助金交付請求書及び受領委任書（様式第9号）
- ・領収書
- ・設置完了後の写真
- ・支払先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分をご提出ください）

STEP5

✓ 補助金の交付（お支払い）

提出書類の確認後、指定の口座へ補助金をお振り込みします。